



安全統括管理者・運航管理者資格者証交付申請

必須書類

- 申請書
- 住民票(コピー不可)^{※1}若しくは個人番号カードの写し^{※2}又はこれらに類する書類^{※3}
- 収入印紙(1,700円分)……(最寄りの郵便局等で購入の上、お越し下さい)
- 安全統括管理者試験合格証明書・運航管理者試験合格証明書又は試験結果レポート^{※4}
- 実務経験証明書
- 海上運送法第32条の4号又は第32条の8各号のいずれも該当しないことを証する書類

実務経験証明書に加え、実務の内容を証明する書類が必要になります。

1. 実務経験証明書の補足書類(新たに安全統括管理者・運航管理者になる場合)
2. 安全統括管理者(運航管理者)選任届出(写)(既に安全統括管理者又は運航管理者に選任されている場合)
3. 船員手帳の写し又は船員手帳記載事項証明(船長又は乗組員の場合)^{※5}
4. 漁業許可証明書の写し及び小型船舶操縦免許証(漁船の場合)
5. 遊漁船業の登録通知書及び小型船舶操縦免許証(遊漁船の場合)

※1 住民票は提出日から1年以内に作成されたもの及び個人番号の記載がないものとなります。

また、資格者証への旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が記載された住民票等の旧姓を確認できる書類が必要です。

※2 個人番号カードは個人番号が記載されていない面(おもて面)の写しを提出してください。

※3 氏名、生年月日が確認できる証明書類として運転免許証、旅券、小型船舶操縦免許証が該当します。

※4 申請日以前10年以内に合格した試験に係るものとなります。

※5 船員法非適用船での実務経験を証明する場合も追加で書類が必要となります。詳しくはご相談ください。

♪ 申請は試験を合格した日の翌日から起算して12営業日後から可能となります。

例:2025年5月1日(木)に受験した場合、12営業日後の2025年5月21日から申請可能

♪ 郵送にて申請する場合は、原則として簡易書留等の郵便の引き受け、配達記録が確認できる方法とし、返信用封筒(角2封筒)と簡易書留料金分として郵便切手490円を同封してください。

なお、郵送先は申請者等の住所地を管轄する本局(下記の問い合わせ先)となります。

また、窓口にて申請し、資格者証の交付を郵送で希望する場合も返信用封筒(角2封筒)と郵便切手簡易書留料金分として490円をご用意ください。

♪ 委任を受けた方が申請する場合、ご本人からの委任状及び来局された方の本人確認を致しますので、公的機関発行の身分証明書(運転免許証等)をご持参下さい。

●問い合わせ先 (令和8年3月23日より庁舎移転のため住所が変更となりますのでご注意ください。)

北海道運輸局 海上安全環境部運航労務監理官 ☎ 011-290-2773

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 (令和8年3月19日まで)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (令和8年3月23日から)

◆受付時間 8:30から16:00まで(12:00から13:00の間は昼休み)

閉庁日は土、日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)になります。